資料1-6

## 内閣府独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

## 1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案)* 〈内閣府評価委員会〉	
北方領土問題対 策協会	理事(貸付業務)	H19. 10. 1~H20. 7. 20 (同上)	1 0	
	理事長	H20. 7. 20~H24. 1. 1 (同上)	1. 0	

- ※ 業績勘案率(案)の算定は別紙のとおり。
- 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「1.0」については、意見はない。

以上

## 内閣府独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役 職	業績勘案率適用	期間 (参考) 在任期間	算 年度評価実施期間等の 基準値に在職月数に応 じて加重平均した値 (※1)	定 内 容 退職した日に属する事 業年度における年度評 価がなされていない当 該年度の基準値 (※2)	17.4	業績勘案率(案)
北方領土問題対策協会	理事	H19. 10. 1∼H20. 7. 20	同左	1 0	1 0	4.1	1 0
	理事長	H20. 7. 20∼H24. 1. 1	同左	1. 0	1. 0	なし	1. 0

- ※1 「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成 17 年 8 月 23 日内閣府独立行政法人評価委員会決定) (以下「業績勘案率の決定方法」という。) 2 (1) において、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点 2 位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とすることとされている。なお、各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化(A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1) して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定することとされている。
- ※2 「業績勘案率の決定方法」2 (1) ただし書きにおいて、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人における業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定することとされている。
- ※3 「業績勘案率の決定方法」 2 (3) ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを 考慮したものとすることとされている。